

一橋陸上競技倶楽部理事会[今回は理事懇談会(*)]議事録

日時 : 平成27年12月1日(火) 18:30~21:過ぎ

場所 : 如水会館14F

出席者:(理事)青木、池田、岩瀬、平田、田島、中村(龍)、中村(英)の7名(理事11名中)。

(監事)後藤

(*)出席予定者が業務都合で急欠となり、出席理事数が全理事数の2/3以下につき、理事会は成立しないので、「理事懇談会」に切り替える。議題の内、決議事項に該当する「2. 一橋後援会寄附運営要領」と「6. その他-(1)箱根予選会の表彰」については次回理事会で再決議する。(青木会長)

池田幹事長から各理事に事前案内済の次の諸議題について報告や意見交換。

1. OB/現役懇談会報告(青木会長、池田幹事長)
2. 一橋後援会寄附運営要領(平田理事)
3. 会費の状況(中村(龍)理事)
4. 来年度予算(平田理事)
5. 総会懇親会(池田幹事長)
6. その他(池田幹事長) (1)箱根予選会の表彰 (2)会員の退会届 (3)今後のスケジュール

1. OB/現役懇談会報告

現役新旧3役(計6名)とOB会長・幹事長・副幹事長で11/27に実施し、陸上競技部強化策を中心テーマに現役と意見交換。

・懸案の役員交代時期については、現役側からの個人的見解ながら、就活開始時期の変更等に鑑み、現行より半年位遅らせることは可能、との意見あり。

・新入部員獲得策に関して、OB側から「誰のため、何のためのHPか」を考えて、HP活用・充実に取り組んで欲しい旨を要望。

・弱点種目対策のためにも、専門種目に拘泥せず他種目にもチャレンジすることを要望。

・現役から記録会実施運営の希望あり。(学芸大や日体大がやっているような)

・松本正義OB(S42卒)から住友電工陸上部との合同練習提案あり、風戸、松島両名を来春参加の方向で検討。

・特別会員(Ⅱ)について

新会員は昨年ゼロ、現在全会員12名中で年会費支払会員4名(内1名夫婦会員)が実態。津田OG会内で今後の方向性を検討してもらった結果、今後は特別会員ではなく津田OG会を整備していく方向との回答。合宿費等を一陸OB会から津田分も補助してもらっているが、今後は津田OG側で対処できるようにしたい旨の回答。

・・・津田OG会資金力から急な実現は困難であろうから、激変緩和策も念頭に置きつつ、津田OG会の自立に向け、一橋OB会としてどのような支援ができるか話し合うことにする。

2. 一橋後援会寄附運営要領

配布資料：「公益財団法人 一橋大学後援会課外教育振興基金（陸上競技部）運営要領」

・・・・・・当該記録（議事録）の末尾に添付

「後援会課外教育振興基金（陸上競技部）の使用に当たっての考え方」

「公益財団法人 一橋大学後援会課外教育振興基金の活用事例チャート図」

「一橋大学後援会基金」はグラウンド改修募金で使用の「一橋大学基金」の寄附制度とは別物で、従前からある制度。税制上の恩典（税額控除）を受けられて、陸上競技部に「ひも付き」の寄附が出来る仕組み。寄附金額は下制限なく全く任意。回数も自由で1回でも毎年でもOK。

この制度を利用してOB会費を支払うことで寄附金処理し税額控除の恩典を受けることは、制度の趣旨に反する。後援会は学生クラブ支援のための組織であり、OB会支援のためではないから、OB会費支払いの代替手段に利用することは、後援会側が認めていない。税制上有利だからと、代替利用が横行すると行政も黙認せず制度自体の存続に影響しかねない。従って、仮に「後援会基金」寄附制度を利用した年会費の申し出があった場合は、上記の点を十分説明し、年会費はあくまでも年会費として従来方式で対応してもらうこととする。運営要領の詳細は添付資料のとおり。

3. 会費の状況

・H27.11.30時点で313万円。前年同時期より+19万円。

（会費担当理事、年度幹事のフォロー尽力に他理事達から謝意）

・年度幹事が機能していない代への善処策を検討したい。（幹事長）

・「年次別会費支払状況表」を（会費免除権発生の）70才で今後も明確区分するか意見交換。

4. 来年度予算

・現役補助部門の約半分が合宿費。春合宿は昨年沖縄合宿に比べ減る。一方、夏合宿は従来就活で不参加だった学年も、H28年からは就活時期変更に伴い参加するので大幅増。

・合宿交通費への補助を一橋生分のみとし津田塾生分は除く等の改訂案で削減。

・会員部門への補助内容改訂についても意見交換。（総会会費増額、各種交通費等）

・年会費収入のみでの運営は無理で、特別会計からの繰入額が増えても止む無しが多数意見。

5. 総会懇親会

総会への出席率を高める方策・盛り上げ策あれば池田幹事長まで連絡を。

6. その他

（1）箱根予選会の表彰： 総会時に学内新を讃える盾を贈り、部室に飾る。

（2）会員の退会届： 1名の会員から退会届提出あり。

（3）今後のスケジュール： 理事会=2/2（火）、3/2（水）。 総会=3/17（木）。

以上

平成 年 月 日

会 長

平成 27 年 12 月 1 日

公益財団法人一橋大学後援会課外教育振興基金（陸上競技部）運営要領

1. 運営要領の目的

陸上競技部の活動支援のため、OB 等の個人、法人が公益財団法人一橋大学後援会課外教育振興基金（陸上競技部）に寄附した資金を、後援会、陸上競技部（以下競技部と略称）、一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）の 3 者が協力して、適切且つ効果的に使用するため、運営要領として以下のとおり定める。

2. 本資金の性格

この寄附金は、クラブの活動拠点の整備、器具・備品等の物品の充実、活動報告書等、クラブ活動全般の活動資金として、全額使用することができる。
但し、税制上の恩典を受けている資金の性格上、原則、飲食に係わる支出には充当しない。

3. 3 者の連携

後援会作成の別紙に定める課外活動振興基金の活用事例（以下チャート図と略称）に則して、後援会、競技部、一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）の 3 者が連携して競技部活動を支援する。連携を効果的に促進するため、其々、窓口となる責任部署・担当を設ける。

- ① 後援会・・・後援会事業部長
- ② 競技部・・・主務もしくは会計担当
- ③ 一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）・・・会計担当理事

4. 寄附金の報告・お礼

- (1) 後援会事業部は寄附金の入金がある都度、
 - ① 寄附者名、②寄附者の住所、電話番号、③寄附金額、④入金日を競技部、一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）の窓口担当者に連絡する。
後援会事業部は、確定申告に必要な領収書とともに理事長名の礼状を寄附者に出状する。
- (2) 一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）の会計担当理事は、後援会事業部より報告がある都度、会長ほか関係理事に速やかに連絡し、一橋陸上競技倶楽部会長名の礼状を寄附者に出状する。

5. 支出関連事項

- (1) 競技部への主たる補助金は、一般会計、特別会計で賄われている事、及び本基金が寄附金原資としていることに鑑み、当面はクラブ活動補助資金の補完的な位置付けで弾力的に使用する。
- (2) 寄附者が寄附する際に、使用目的を特定してきた場合は、寄附者の意向を尊重して使用する。
- (3) 競技部の主務はチャート図の⑥発注、⑦請求・支払いに従い、後援会事業部と連携し支出事務を遂行する。また、発注書、納品書、領収書のコピーを一橋陸上競技倶楽部（OB・OG 会）の会計担当理事に送付する。

6. 会計・報告

- (1) 会計担当理事は、本基金の入金、出金にかかわる会計帳簿を作成し、理事会に適宜、報告する。
- (2) 会計期間は一般会計、特別会計と連携し、1月から12月を1ヵ年とする。
会計担当理事は年初に後援会事業部と前年度の入出金の会計記録を突合、会計記録の正確性、適正性を確保する。

(3) この会計記録は、原則、総会への報告事項とする。

平成28年2月2日理事会で制定
見直しは理事会で適宜行う。

以上